

国民健康保険 後期高齢者医療制度 の被保険者の市民のみなさまへ

被用者の方（給与の支払いを受けている方）が、新型コロナウイルス感染症に感染（疑い含む）し、就労することができず給与を受けられない場合、傷病手当金を支給します

対象者 次の①～③のすべてに該当する方

- ①令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために就労することができなくなったこと。
- ②国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者のうち、被用者（給与の支払いを受けている方）であること。
- ③給与の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること。

支給対象日

就労することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）から就労することができない期間のうち、就労を予定していた日

支給額

（直近の継続した3月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数）

× 3分の2 × 支給対象日数 [就労を予定していた日数]

※就労することができなかった期間に給与等の一部が支払われている場合、その支払われている額が、上記で算定した支給額より少ないときはその差額を支給します。

（上記で算定した支給額より多い場合は支給することができません。）

適用期間（対象期間）

令和2年1月1日 ～ **令和5年5月7日までの感染（疑い含む）**により、療養のため就労することができなくなった期間（ただし、入院が継続する時などは最長1年6月まで）

※支給の対象となる日ごとに、その翌日から2年を経過すると時効により、申請できなくなりますのでご注意ください。

申請方法

下記記載の大阪市福祉局保険年金課まで電話でお問い合わせください。

お話を伺いさせていただき、申請書を郵送いたします。

（下記のホームページからも申請書のダウンロードができます。）

◇お問い合わせ・申請先

大阪市福祉局生活福祉部保険年金課（給付グループ）

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

電話06-6208-7983 FAX 06-6202-4156

メールでのお問い合わせは、fa0020@city.osaka.lg.jp まで

大阪市ホームページ ▶ で

国民健康保険



後期高齢者医療制度

